

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第一〇号) (衆議院送付) 要旨

本法律案は、国際復興開発銀行の増資に伴い、日本が同銀行に対して追加出資を行い得るよう、所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、国際復興開発銀行に対する出資総額が増額されることとなることに伴い、政府は、同銀行に対し、従来の出資の額のほか、三十四億四千四百十萬協定ドルの範囲内において出資することができる。
- 二、政府は、国際復興開発銀行に対して出資する合衆国ドルの一部を、国債で出資することができる。
- 三、この法律は、公布の日から施行する。